

講習種類・料金(教習料+教本代+消費税)

講習区分	助成金	クラス	現有免許資格証等	日数	料金
高所作業車運転技能講習	○	B	大型・中型・普通自動車運転免許証を有する方	2	39,720円
		C	移動式クレーン運転免許証・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	2	36,860円
玉掛け技能講習	○	A	免除資格のない方	3	25,410円
		C	床上操作式クレーン、又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した方	3	22,880円
フォークリフト運転技能講習	-	B	大型・中型・普通自動車運転免許証を有する方	4	36,300円
小型移動式クレーン運転技能講習	○	A	免除資格のない方	3	47,110円
		C	床上操作式クレーン、又は玉掛け技能講習を修了した方	3	41,060円
車両系建設機械運転技能講習 (整地・運搬・積込み及び掘削用)	○	A	免除資格のない方	6	104,460円
		D	大型特殊自動車免許を有する方、又は 小型車両系建設機械の特別教育を修了し、 その運転業務経験が3ヶ月以上ある方	2	44,400円
車両系建設機械運転技能講習(解体用)	○	E	車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削)運転技能講習を修了した方	1	26,255円
ガス溶接技能講習	○	-		2	17,490円
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習	○	-		2	18,700円
石綿作業主任者技能講習	○	-		2	18,590円

講習区分	助成金	日数	料金
フルハーネス特別教育	○	1	14,540円
自由研削といし特別教育	○	1	13,610円
足場組立特別教育	○	1	13,190円
職長・安全衛生責任者教育	-	2	19,250円
テールゲート特別教育	-	1	16,060円
低圧の電気取扱業務特別教育	○	2	18,700円
保護着用管理責任者教育	-	1	20,900円
小型車両系建設機械運転特別教育(3t未満)	○	2	19,250円
刈払機取扱作業安全衛生教育	-	1	14,300円
クレーン運転特別教育	○	2	22,605円
振動工具取扱作業安全衛生教育	-	1	13,170円
熱中症予防労働衛生教育	-	1	10,560円

講習区分	7月		8月		9月		10月	
フォークリフト運転技能講習	7⑧8⑨9⑩10⑪		3④4⑤5⑥6⑦		2③3④4⑤5⑥		13⑬14⑭15⑮16⑯	
	7⑩13⑬14⑭15⑮		18⑱19⑲20⑳21㉑		2⑦7⑧8⑨9⑩		21⑳22㉑23㉒24㉓	
	21⑳22㉑23㉒24㉓				16⑮17⑯18⑰19⑱		28㉔29㉕30㉖31㉗	
	21⑳27㉑28㉒29㉓				16⑮24㉔25㉕26㉖			
高所作業車運転技能講習	6⑦7⑧	21⑳22㉑	3④4⑤	25㉔26㉕	8⑧9⑨	28㉔29㉕	8⑧9⑨	29㉖30㉗
玉掛け技能講習	2③3④4⑤	29㉔30㉕31㉖	6⑦7⑧8⑨	26㉔27㉕28㉖	10⑩11⑪12⑫	24㉔25㉕26㉖	5⑤6⑥7⑦	21⑳22㉑23㉒
車両系建設機械(整地)Aクラス	13⑬14⑭15⑮16⑯17⑰18⑱		24㉔25㉕26㉖27㉗28㉘29㉙		14⑭15⑮16⑯17⑰18⑱19⑲		5⑤6⑥7⑦8⑧9⑨10⑩	
車両系建設機械(整地)Dクラス	13⑬14⑭		24㉔25㉕		14⑭15⑮		5⑤6⑥	
車両系建設機械(解体)	21⑳		31⑳		24㉔		13⑬	
小型移動式クレーン運転技能講習	27㉑28㉒29㉓		19⑲20⑳21㉑		16⑮17⑯18⑰		14⑭15⑮16⑯	
ガス溶接技能講習					7⑧8⑨			
特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者	27㉑28㉒		17⑱18⑲		14⑭15⑮		26㉔27㉕	
石綿作業主任者技能講習							1①2②	
フルハーネス特別教育	27㉑		29㉔		12⑫		2②	
自由研削といし特別教育			10⑩					
職長・安全衛生教育	16⑮17⑰		7⑧8⑨		4④5⑤		9⑨10⑩	
クレーン運転特別教育	9⑨10⑩		5⑤6⑥		29㉔30㉕		14⑭15⑮	
テールゲート特別教育	16⑮		1①		14⑭		31㉗	
足場組立特別教育	21⑳							
低圧の電気取扱業務特別教育	1①2②						27㉑28㉒	
小型車両系建設機械特別教育(3t未満)	6⑦7⑧		17⑱18⑲					
刈払機取扱作業安全衛生教育							24㉔	

各種助成金

《人材開発支援助成金(建設助成金)》

雇用保険被保険者数 20人以下の中小建設事業主	-	●受講料の75%の経費助成 ●1日あたり9,500円の賃金助成
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳未満	●受講料の70%の経費助成 ●1日あたり8,550円の賃金助成
雇用保険被保険者数 21人以上の中小建設事業主	35歳以上	●受講料の45%の経費助成 ●1日あたり8,550円の賃金助成
<b>助成金を受け取ることができる建設業の資格</b>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>建設業の登録業者であること。</li> <li>受講する方が雇用保険の被保険者であること。</li> <li>雇用保険に加入し、その料率が1,000分の17.5であること。(2025年度料率)</li> <li>中小建設事業であること。(資本金3億円以下または従業員300人以下)</li> </ul>		

人材開発支援助成金(建設助成金)支給例

玉掛け技能講習Aクラス(受講日数:3日間 受講料:¥25,410)		
20人以下 75%+9,500円×日数	21人以上35歳未満 70%+8,550円×日数	21人以上35歳以上 45%+8,550円×日数
¥47,500	¥43,400	¥37,000

※金額は概算のため、実際の支給額と異なる場合があります。

《人材開発支援助成金(人材育成支援コース)》

対象になる労働者	正社員・パート社員(雇用保険に加入した被保険者)	
対象になる訓練	訓練時間が10時間以上の技能講習	
経費助成	賃金助成	
受講料の45%(正規雇用)	1人1時間あたり800円(中小企業)	
★助成金を受給するには届出が必要です。		
講習開始日から1ヶ月前までにハローワークに計画書の提出が必要です。		

※助成金利用の場合は、ご予約時にお伝えください。

助成金対象科目は、上記の講習科目をご確認ください。詳しくは、HPをご確認ください。



検索 ロイヤルパワーアップスクール 姫路

